

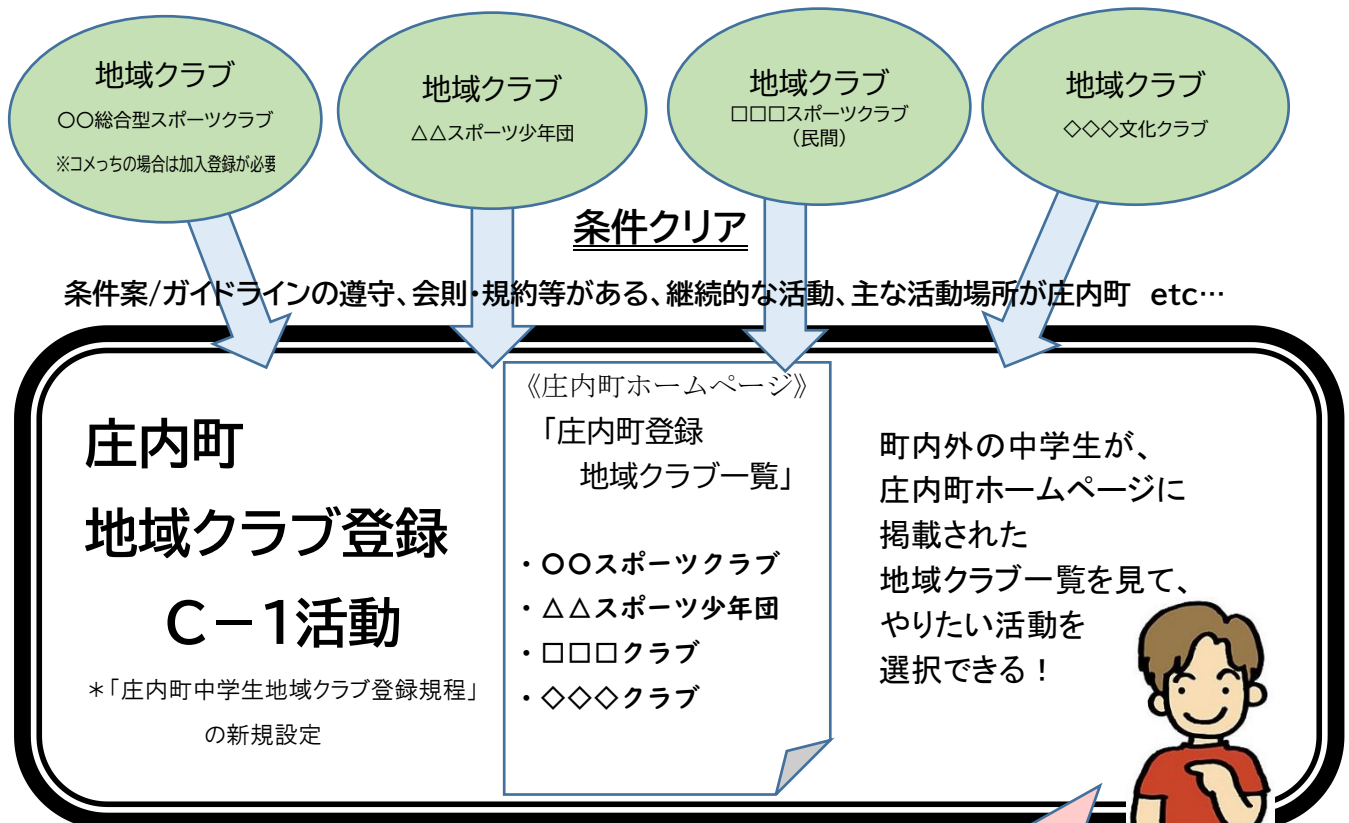
庄内町中学生地域クラブ登録制度について-概要説明資料-

R6.11.22 庄内町教育委員会

「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」を遵守する地域クラブを町で登録し、それらの中から町内外の中学生がやりたいスポーツや文化活動を選択し、活動できる仕組み。

◆実 施 令和6年11月22日から

◆イメージ図(案)



◆庄内町地域クラブ登録することによるメリット(案)

※令和7年度からの運用に向け、現在検討中。

- ①施設使用料の減免・免除
- ②放課後の移動に係る町営バスの無料利用
- ③団体への交付金による支援

(使途：指導者謝金、資格取得経費、大会参加費・旅費、活動経費 など)

◆関連例規

庄内町中学生地域クラブ登録規程 (新規設定 R6.11.22 公布)

◆経過および今後について

- * 10月開催の庄内町部活動改革検討協議会で協議。また近隣市町村の事例参考にしながら、登録条件など制度内容を検討。
- * 地域クラブで指導者委嘱、謝金支払。ただし地域移行未実施の部・クラブについては、令和7年度においてはこれまでどおり町教委にて行う。
- * 運用を検証しながら、必要に応じて見直していく。また、町の「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づく見直しサイクルにあわせ、受益者負担の原則を踏まえながら、段階的に変更していく。

【注 意】

“中体連出場登録”とは
別です！

・県中体連の要項等により、別途所定の登録手続きが必要です。
・なお、この「庄内町中学生地域クラブ登録制度」への登録は、中体連登録に必要な「自治体の認可」に該当します。